

○広島大学ピアサポートルーム規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 130 号)

広島大学ピアサポートルーム規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 56 条の規定に基づき、広島大学ピアサポートルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピアサポートルーム(以下「ピアサポートルーム」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 ピアサポートルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

(1) 本学が実施する広島大学ピアサポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピアサポーター」という。)数十人

(2) 本学が実施する広島大学ピアアドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピアサポーターに助言をする者(以下「ピアアドバイザー」という。)若干人

(3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピアサポーター及びピアアドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人

2 ピアサポーター及びピアアドバイザーの任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 専門アドバイザーの任期は、本学の専任教員である者にあつては 2 年、学外の者にあつては 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 条 ピアサポートルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第 5 条 ピアサポートルームは、学生プラザ 4 階に設置する。

(開室時間)

第 6 条 ピアサポートルームの開室時間は、原則として、通則第 9 条に規定する休業日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(事務)

第7条 ピアサポートルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、ピアサポートルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月14日規則第107号)

この規則は、平成18年9月14日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成22年5月14日規則第104号)

この規則は、平成22年5月14日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成22年4月6日から適用する。

附 則(平成29年3月31日規則第40号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日規則第22号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。